

# あぶない！用排水路やため池で遊ばないで！

「遊ばない」「遊ばせない」「近寄らない」

毎年、農作業が盛んになる4月末から9月にかけて、用排水路やため池の水位が高くなり、場所によっては水深が1メートル以上にもなるため、子どもたちには大変危険な場所です。

万一、誤って転落すると大きな事故につながり、実際に用排水路に転落して死亡する事故も発生し

## 米・米加工品を取扱う業者などの皆さんへ

米や米加工品に関する食品事故や産地偽装を防止することなどを目的に「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（米トレーサビリティ法）が、昨年10月から取引などの記録・保存部分でスタートしました。

米・米加工品を取扱う生産者、卸売業者、小売業者および外食店などの方々は、入出荷などの記録の作成と保存が義務付けられました。

また、取引などに伴う産地情報の伝達部分（事業者間における産地情報の伝達および一般消費者への産地情報伝達）が本年7月1日から施行されます。

ています。痛ましい事故を防ぐため、子どもたちが用排水路やため池近くで遊ばないように、ご家族ももちろん、地域の皆さんもお声がけをお願いします。

子どもたちが用排水路やため池に近寄らないよう、また遊ばせないように注意しましょう。

問 谷和原庁舎農政課 ☎58-2111（内線8152）

【対象事業者】生産者を含め対象品目となる米・米加工品の販売、輸入、加工。製造または提供の事業を行うすべての皆さん

【対象品目】米穀（玄米、精米など）、米粉や米こうじなどの中間原材料、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留焼酎、みりん

【記録事項】品名、産地、数量、年月日、取引先名、搬出入の場所  
【保存期限】原則3年間  
※農林水産省のホームページで、詳しい情報を掲載しています。

問 関東農政局茨城農政事務所  
消費流通課 ☎029-221-2186

## 地籍調査のお知らせ

市の今年度の地籍調査対象区域は、下図のとおり予定しております。地籍調査事業とは宅地、田畑、山林など土地一筆一筆を土地所有者の立会いのもとで位置、地目、隣地との境界などを確認する調査です。この調査結果が地籍簿や地籍図として記録され、法務局にて法的に保護されます。これにより市の都市計画事業が円滑に行われるほか、個人的な財産である土地を後々売買や相続するとき起こりうる無用なトラブルから回避することにもなります。この

事業に要する経費は国・県・および市で負担しますので個人負担はいっさいありません。

なお、今年度調査対象地域に土地をお持ちの方に説明会を実施します。場所、日程については後日通知文を送付しますのでご協力をお願いします。

### ●今年度地籍調査事業対象地区

狸穴地内（字本田、弥五助台、根柄、後畑など）の一部

問 谷和原庁舎農政課 ☎58-2111（内線8152・8153）

